経済価値ベースのソルベンシー規制
―導入に向けた検討事項―

【第４回】有識者会議で議論された数理的論点

有限責任あずさ監査法人
金融事業部シニアマネジャー
濵口　裕也

1．はじめに

全８回のうち４回目に当たる今回は、経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という）で議論された数理的論点について解説を行う。

本年６月に公表された有識者会議の報告書では、今後開発が進められる経済価値ベースの国内資本規制は「三つの柱」に基づく体系を採用することとされており、このうち定量的要件である第一の柱において用いられる標準モデルは、現在ＩＡＩＳが開発している国際的な資本規制であるＩＣＳをベースとして設計することが想定されている。一方で、ＩＣＳはＩＡＩＧに該当するグローバルなグループ会社を想定して開発されているため、国内個社に適用する際には、国内資本規制として独自の論点を検討した上で、必要な範囲で修正を行うことが考えられる。以下では、有識者会議においてこのような観点から行われた議論について解説を行う。

2．国内リスク特性の反映

２０１９年11月に採択されたＩＣＳ Ｖｅｒｓｉｏｎ２・０（以下、「ＩＣＳ２・０」という）においては、所要資本を計算する際のさまざまなリスク係数が設定されており、例えば死亡リスクの計算は、死亡率に＋10％（日本以外は12・５％）のストレスを加えた場合の純資産の変動をリスク量としている。報告書では、国内資本規制の開発においてこのようなリスク係数はＩＣＳ２・０の係数をベンチマークとすることが考えられるが、ＩＣＳのリスク係数はＩＡＩＧに該当するような大規模な保険グループを中心としたデータを用いて較正されているため、事業規模によってはリスク係数の水準やリスク区分の設定が不適切になる、という可能性が指摘されており、20年以降の国内フィールドテスト（以下、「ＦＴ」という）において必要に応じ、より精緻なデータ収集を行い、「22年頃を目途に取扱いを暫定的に決定することを目指すことが考えられる」、とされている。

3．保険負債の割引率

ＩＣＳ２・０では、保険負債の割引率において終局金利に基づく補外を行い、また資産と負債のキャッシュフロー・マッチングの程度に応じて一定のスプレッドを無リスク金利に上乗せを行う仕様となっている（図表１）。

報告書では、経済価値ベースの基本的なコンセプトを維持しつつ、経済価値ベースのソルベンシー比率の過度な変動の抑制や資産運用の実態に配慮しているという観点から、ＩＣＳ２・０の終局金利やスプレッドの上乗せを国内資本規制の標準モデルで用いることは現実的な方策であるとしている。また一方で、終局金利を用いる場合には補外部分で高い金利水準が適用され保険負債が過少評価される可能性があることなどについて留意が必要であり、第２の柱における各社の内部管理においては、終局金利を用いない金利を適用することも考えられる、という意見についても報告されている。

4．ＭＯＣＥ

ＩＣＳ２・０では、保険負債評価において、将来の保険金支払い等の見積りに伴う不確実性を反映するために、現在推計に加えて認識する上乗せのマージン（ＭＯＣＥ）を保険負債に含める仕様となっており、また所要資本からの控除も行われない。

この仕様について有識者会議では、99・５％ＶａＲに相当する適格資本を保険会社に確保させたうえで、さらに不確実性に係るマージンを保険負債に上乗せすることは過剰な負担になり得ることから、ＭＯＣＥを適格資本として扱うか、あるいは所要資本から控除することが適当ではないか、という議論があった。これに対しては、資本規制として移転価格を前提にした場合には最良推計にＭＯＣＥを上乗せして保険負債を評価することには一定の合理性があることから、ＩＣＳ２・０と同様にＭＯＣＥを保険負債に含めたうえで、所要資本からの控除も行わないことは合理的である、という意見が多数であった。

またＭＯＣＥの計測手法について、ＩＣＳ２・０では保有期間１年のパーセンタイル法が採用されている（図表２）。報告書では、例えば生命保険などの保険期間の長い商品などでは資本コスト法に基づくＭＯＣＥと１年パーセンタイル法に基づくＭＯＣＥで水準の差異が大きくなる点や、パーセンタイル法が何を計測しているものか明確でない点等が懸念されることから、今後の国内ＦＴを通じて検討を継続することが適当、とされている。

5．その他

その他に報告書では、ＩＣＳは連結ベースを前提としているため、単体ベースの規制も重視される国内規制においては、子会社株式に係るリスク等についてＩＣＳの仕様から変更を検討する必要がある、とされている。さらに、国内規制としてＩＣＳとは異なる仕様を採用した場合には、ＩＣＳも適用されるＩＡＩＧには複数の経済価値ベースのソルベンシー規制が適用されることになり、このことは保険会社の経営行動への制約や過剰な実務負担、外部のステークホルダーに係る混乱を招く恐れがあることから、これらについて異なる基準間の差異の程度や関係性を整理していくことが重要である、と指摘されている。

また別の観点として、規制導入時の保険会社や金融市場へのインパクトを緩和するために、経過措置や株式リスクに係る対称調整メカニズム（株価下落時にリスク係数を縮小する仕組み）などの導入が考えられるが、報告書では今後これらについて、規制導入時の保険会社に与えるインパクトなどを把握しつつ議論を行うことが重要である、とされている。

6．まとめ

第４回目の今回は、有識者会議で議論された数理的論点について解説を行った。国内資本規制の標準モデルについては、ＩＣＳをベースにするというハイレベルな方向性については合意が形成されているものの、国内独自の手法としては今後さらなる検討が必要とされている部分も依然として多く、今後の議論に注視していくことが重要である。

次回は、開発が進められている国内資本規制において保険会社に求められるガバナンス態勢について、解説を行う。

（なお、本稿内容については20年９月末時点での調査情報に基づいていることにご留意いただきたい）

（つづく）

◇

【濵口裕也（はまぐち・ゆうや）氏のプロフィール】日本アクチュアリー会正会員。２０１７年ＫＰＭＧ（あずさ監査法人）入所。国内外の保険会社・公的金融機関に対する責任準備金の監査業務に従事するほか、ＩＦＲＳコンバージェンス・規制対応・リスク管理・業務プロセス改善・保険計理人等のアドバイザリー業務等を担当。
【著書など】『図解＆徹底分析　ＩＦＲＳ「新保険契約」』（中央経済社、共著）、『保険業の会計実務』（中央経済社、共著）
【講演など】ＫＰＭＧ保険セミナー
【専門分野】保険数理、保険規制、ＩＦＲＳ17、ＥＲＭなど。

図表１　ＩＣＳ２．０における割引率のイメージ

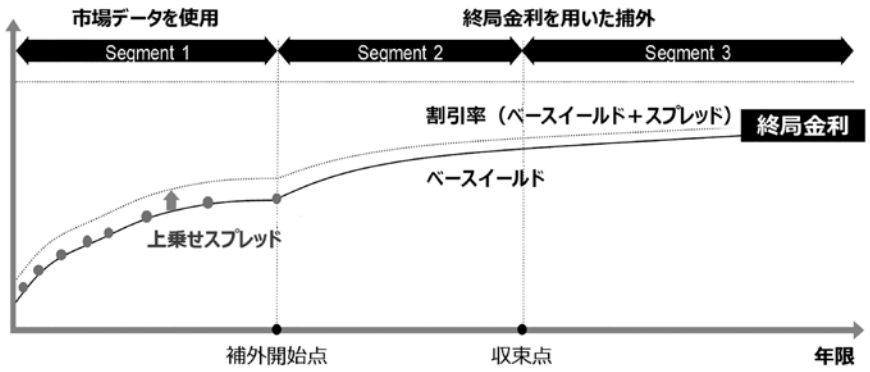
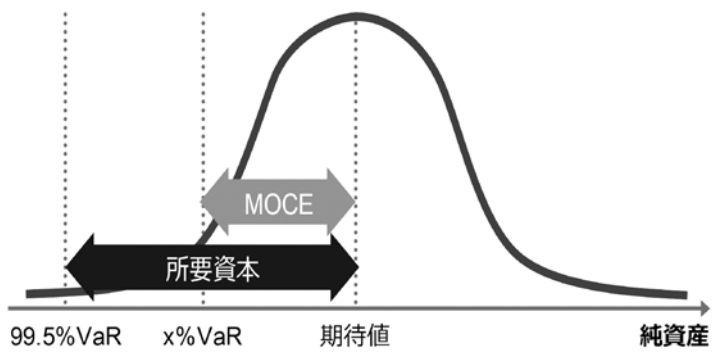
図表２　パーセンタイル法によるＭＯＣＥ